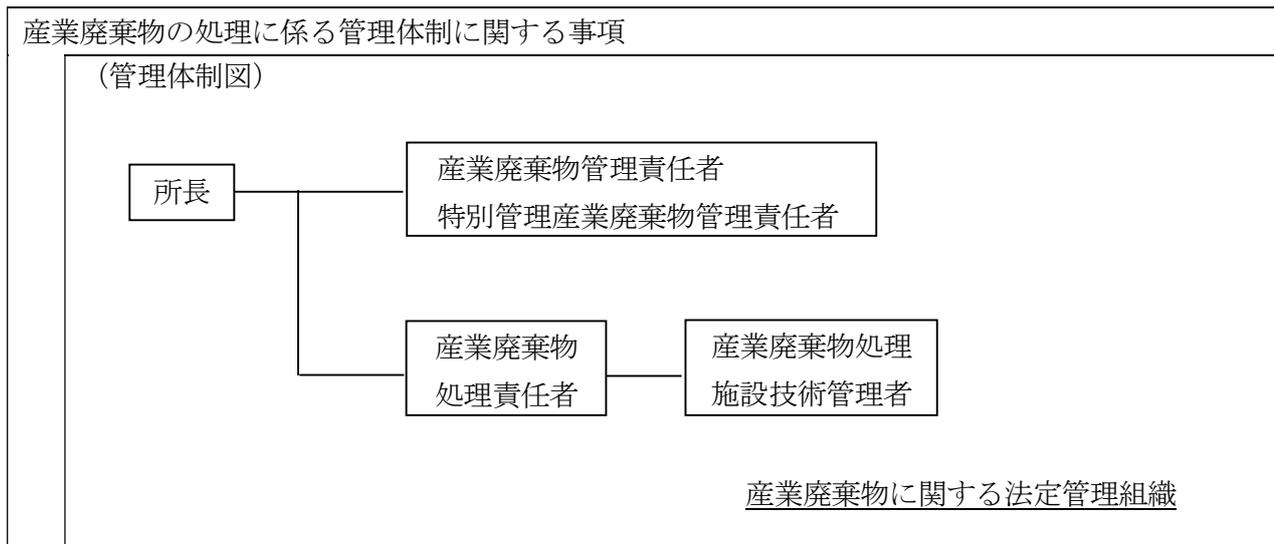


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 5年 6月 8日	
愛知県知事 殿	提出者 住 所 愛知県知多市北浜町25番地 氏 名 ENEOS株式会社 製造部知多事業所 井上 雅陽 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0562-32-3211
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ENEOS株式会社 製造部知多事業所
事業場の所在地	愛知県知多市北浜町25番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	コード17 石油製品・石炭製品製造業
②事業の規模	製品出荷額 0円 (令和4年度実績)
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 (排水汚泥) →焼成/焼却後、製鋼原料化 汚泥 (充填物類) →セメント原料化後、セメント原料化 廃油 →焼成/焼却後、再資源化 廃酸 →中和、再資源化 廃アルカリ →中和、再資源化 廃プラスチック類 →破碎/圧縮後、燃料化 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず →選別後、埋立処理 木くず (パレット等) →破碎後、燃料化 安定型混合廃棄物 →破碎/選別後、再資源化 管理型混合廃棄物 (事務用机等) →破碎/選別後、再資源化



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添のとおり	
	排出量	〃	t
	(これまでに実施した取組) ・ 有用な金属等を含む金属スクラップ・廃触媒、燃料油処理できるタンクスラッジ（廃油）について、有価物としての再利用を継続的に実施し排出量の削減に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添のとおり	
	排出量	〃	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 有価物としての再利用を推進し、廃棄物の排出抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 法に基づき分別している。 ・ 種類毎に混在しないよう注意し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状の対応を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水汚泥）	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,372.9 t	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水汚泥）	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	—
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後発生無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	実績なし	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	計画なし	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添のとおり	—
	全処理委託量	〃	—
	優良認定処理業者への処理委託量	〃	—
	再生利用業者への処理委託量	〃	—
	認定熱回収業者への処理委託量	〃	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	〃	—
	(これまでに実施した取組) ・最終処分率の低減の為、再資源化を実施している処理業者との契約を優先している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添のとおり	—
	全処理委託量	〃	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	〃	—
	再生利用業者への 処理委託量	〃	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	〃	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	〃	—
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分率の低減の為、再資源化を実施している処理業者との契約を優先する。 ・法令の遵守および廃棄物管理の強化として、管理業務の一部を専門業者へ外注化し運用する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

